

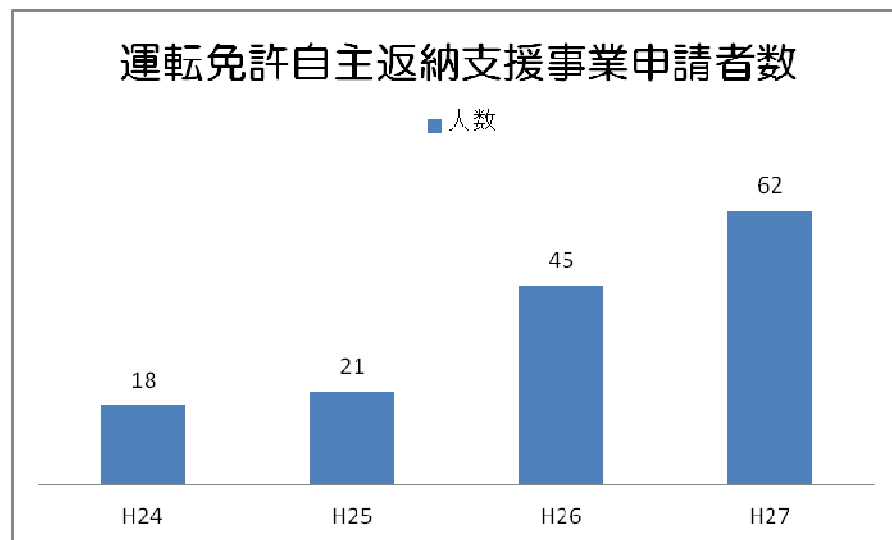
[議案第 4 号]

高齢者運転免許証自主返納支援事業の支援内容変更について

変更前	変更後（案）
第 4 条 支援事業の内容は、もりやコミュニティバスの回数券又は関東鉄道株式会社が運行する路線バスの回数券を交付することにより行うものとする。 2 前項の回数券の交付限度額は<u>2 万円</u>とする。 3 支援事業は、1 人につき 1 回限りとする。	第 4 条 支援事業の内容は、もりやコミュニティバスの回数券又は関東鉄道株式会社が運行する路線バスの回数券を交付することにより行うものとする。 2 前項の回数券の交付限度額は 1 万円とする。 3 支援事業は、1 人につき 1 回限りとする。

【理由】

喜ばしいことに申請者数は年々増加していますが、それに伴い財政的な負担も大きくなっています。財政状況が厳しい状況にある中で、現行制度のまま行くと対応できなくなる恐れがあります。あくまでもこの事業の目的は運転免許の自主返納の活用を促進し、高齢者による交通事故の減少に寄与するとともにバス利用の促進を図ることです。申請者数は益々増加する見込みであり、多くの高齢者を支援するためには交付限度額を下げる必要があります。



【変更予定時期】

平成 29 年 4 月から変更。

※変更までに広報紙や HP、回覧等で周知予定